

紀宝町人権基本方針 (第一次改訂) 案

令和4年●月

紀宝町

— もくじ —

第1章	基本方針策定について	2
1	基本方針策定の背景及び趣旨	2
2	基本方針策定の位置付け	2
3	基本方針の考え方	3
4	基本理念	3
第2章	人権を取り巻く状況	6
1	これまでの取り組み	6
2	アンケート調査からみる紀宝町の状況	8
第3章	人権施策の推進	20
1	人権が尊重されるまちづくりのための施策	20
2	人権意識の高揚のための施策	21
3	人権擁護のための施策	24
4	人権課題のための施策	25
第4章	基本方針の推進にあたって	56
1	推進体制の整備	56
2	基本方針の進行管理及び見直し	56

第 1 章

基本方針策定について

1 基本方針策定の背景及び趣旨

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する国内諸制度の整備や人権に関する国際条約への加入など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今日においても依然として、家庭・学校・地域社会・職場など社会生活のさまざまな局面において、生命・身体の安全にかかわる事象や社会的身分・門地・人種・民族・信条・性別・障がい等による不当な差別その他の人権侵害が存在しています。また、国際化・情報化・高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな問題も生じています。また、令和2（2020）年には新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大が発生し、それに伴い感染者や医療従事者及びその家族等への偏見や差別など、人権が脅かされる新たな社会問題が生じています。

紀宝町では、平成20（2008）年9月に「人権尊重の町」を宣言し、「人権が尊重される紀宝町をつくる条例」を制定しました。また、この条例に基づき、平成23（2011）年3月に「紀宝町人権基本方針」を策定し、すべての人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するための指針としてきました。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑化・多様化することが予想され、町民一人ひとりの努力によって、人権が尊重される社会をつくっていくことが重要です。また、「紀宝町人権基本方針」の策定から10年が経過することから、これまでの「紀宝町人権基本方針」を見直し、令和4（2022）年からの「紀宝町人権基本方針（第一次改訂）」を策定することとします。

2 基本方針策定の位置付け

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）に基づき、国及び県の計画の方向性に合わせながら、町の人権教育・啓発の推進について、策定するものです。

また、紀宝町総合計画の方向性に合わせながら、今後の人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方針です。

3 基本方針の考え方

「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校・地域・家庭・職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」という人権教育・啓発推進法第3条の規定を基本的な考え方としています。

4 基本理念

「人権が尊重される紀宝町をつくる条例」に基づき策定するものであることから、条例と同様、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び紀宝町人権の町宣言を基本理念とし、同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくすための町及び町民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

第2章

人権を取り巻く状況

1 これまでの取り組み

(1) 国際的な取り組み

国連では、昭和 23 (1948) 年に世界人権宣言が採択されてから、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約など、多くの人権に関する条約が採択されるとともに、各種宣言や国際年などによる、人権の尊重に向けた国際的な取り組みが行われました。しかし、世界各地の紛争や内戦などにより、人権や命を脅かす問題も起こっています。

このような中で、平成 5 (1993) 年には、ウィーンでの世界人権会議において、人権教育の重要性が確認されました。平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までは、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。また、平成 17 (2005) 年からは、「人権教育のための世界計画」を策定し、初等中等教育、高等教育、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者、メディア従事者及びジャーナリストにそれぞれ焦点をあて、人権教育を進めています。

平成 17 (2005) 年から平成 26 (2014) 年までの 10 年間は、「持続可能な開発のための教育の 10 年」として、今生きている世界中の人たちと今後生まれてくる未来世代の人たちの誰もが安心して暮らせる公正で豊かな社会（持続可能な社会）をつくるための教育も実施されました。

(2) 国及び県における取り組み

我が国は、平成 12 (2000) 年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき、平成 14 (2002) 年に、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 23 (2011) 年一部変更) が策定されました。そこでは、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人びと、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が、取り組むべき人権課題として取り上げられています。

三重県では、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとした、昭和 40 (1965) 年の「同和对策審議会答申」やその後の特別措置法を受け、同和問題の解決に向けた取り組みを市町や関係団体などと連携しながら行ってきました。平成 2 (1990) 年には、あらゆる差別をなくすために、全国にさきがけて「人権県宣言」が三重県議会で決議されました。これを契機として「差別をなくす強調月間 (11 月 11 日～12 月 10 日)」が設けられ、

平成8（1996）年には、人権啓発などを推進するための拠点として「三重県人権センター」が開設され、県民の人権意識の高揚に向け、同和問題をはじめとする人権問題の啓発に取り組むことで、すべての県民の人権が尊重される社会の実現をめざして取り組みが進められてきました。

平成9（1997）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定され、人権に関する重要施策などについて審議する「三重県人権施策審議会」が設置されました。平成11（1999）年、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、総合的に人権施策を推進するため、審議会の意見をもとに、「三重県人権施策基本方針」が策定され、その後、平成18（2006）年に第一次改訂、平成27（2015）年に第二次改訂がなされています。

（3）紀宝町における取り組み

本町においても、これまで同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等さまざまな人権問題の解決に向けて、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応して各種施策に取り組んできましたが、依然として多くの課題を抱えています。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されたことをふまえ、本町の実情にあった人権教育・啓発を推進するために、平成20（2008）年9月18日には、「人権尊重の町宣言」を行い、翌日9月19日には、「人権が尊重される紀宝町をつくる条例」（条例第25号）を制定しました。

この人権条例の目的である、すべての人の人権が尊重される紀宝町をつくれるよう取り組みを進めています。

2 アンケート調査からみる紀宝町の状況

(1) 調査の目的

本調査は、町民の人権・同和問題に対する意識を把握し、今後の人権教育及び人権啓発に関する取り組みをはじめ、人権尊重のまちづくりに活かすための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査設計

- ①調査地域 : 紀宝町
②調査対象者 : 紀宝町在住の18歳以上の方から無作為抽出
③対象数 : 1,100人
④調査期間 : 令和3年11月5日～令和3年11月19日まで
⑤調査方法 : 調査票による本人記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1,100件	449件	40.8%

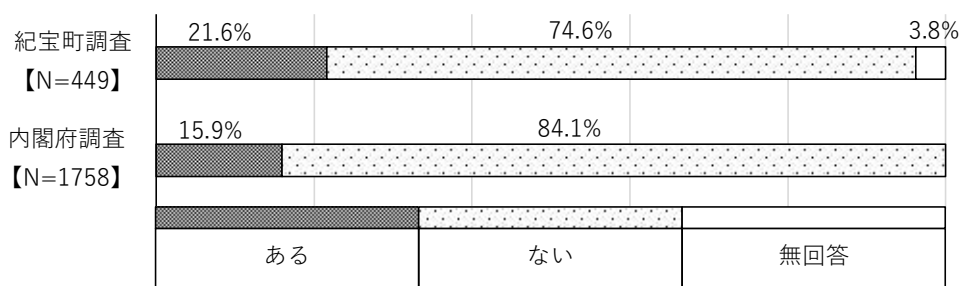
<注意事項>

- ◆調査結果(表中)の比率は、その設問の有効回答数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。端数処理のため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ◆選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。
- ◆「前回調査」とは「平成29年度調査」のことをいいます。また、本文中の「内閣府調査」とは内閣府が平成29年10月に実施した「人権擁護に関する世論調査」のことをいいます。

(3) 回収結果

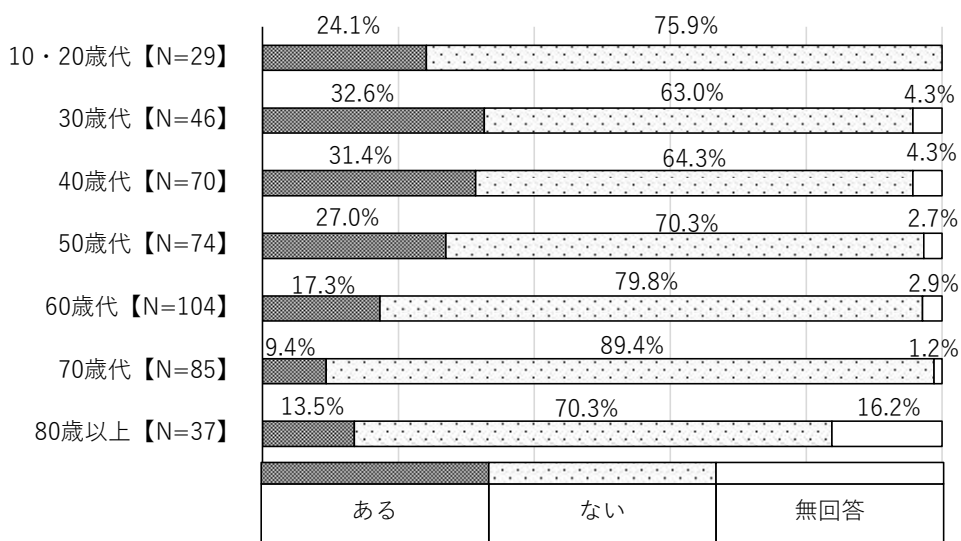
あなたは、この5～6年の間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか。

- 自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかについては、「ある」と答えた人の割合は21.6%、「ない」と答えた人の割合は74.6%となっています。
- 内閣府調査と比べると「ある」と答えた人の割合が5.7ポイント高くなっています。



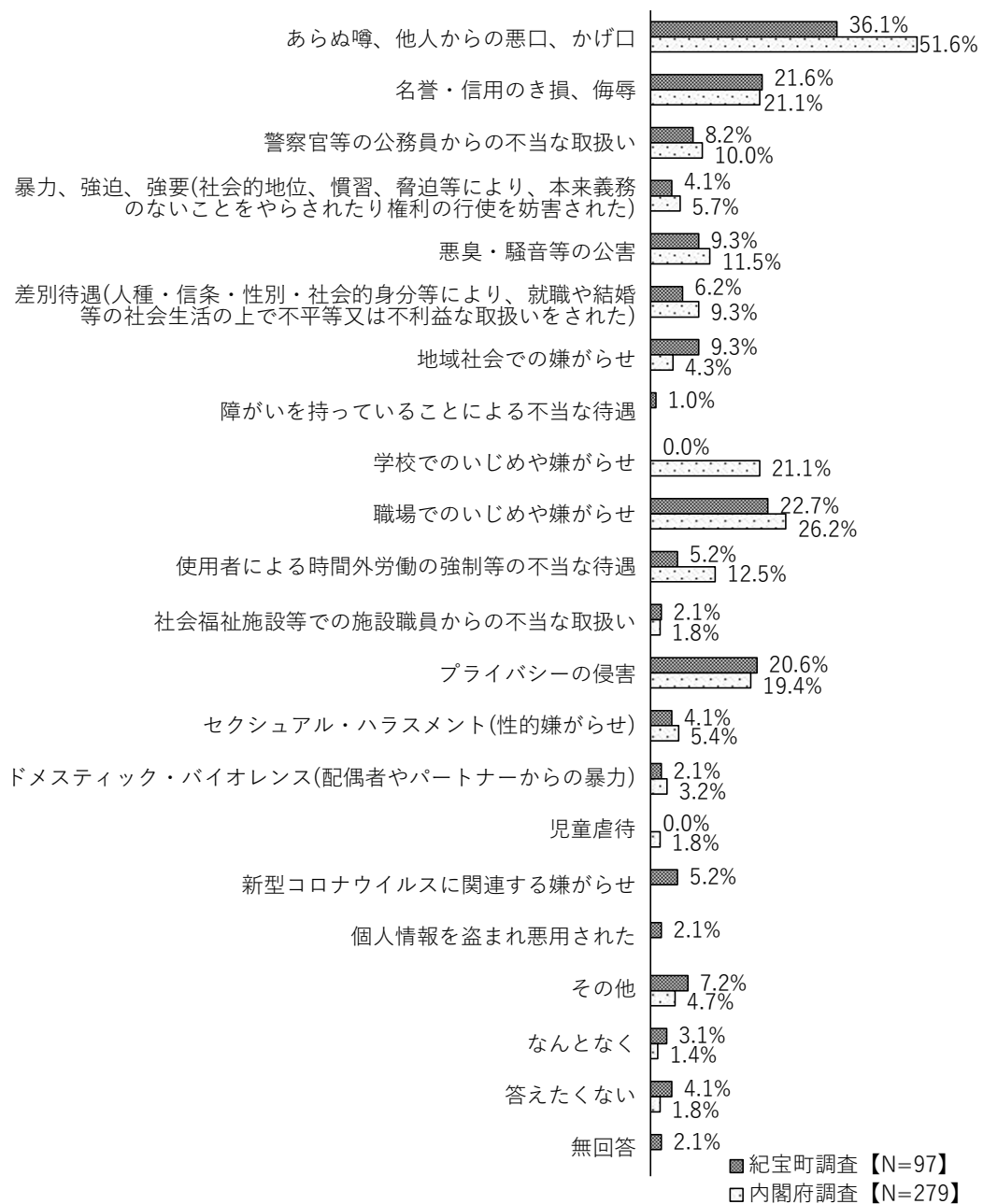
年代別

- 年齢別にみると、「ない」と答えた人の割合は70歳代では89.4%と高くなっています。一方、「ある」と答えた人の割合は30歳代で32.6%、40歳代で31.4%と高くなっています。



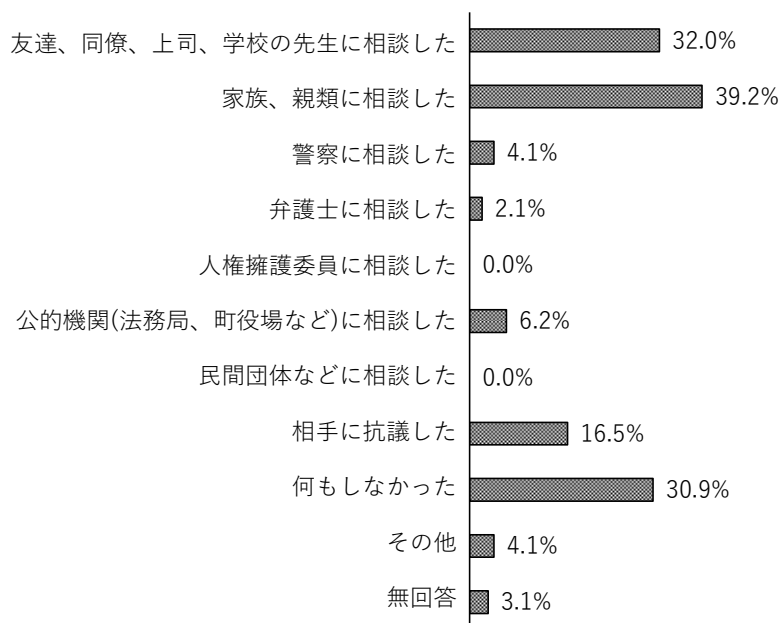
ご自分の人権が侵害されたと思ったのはどのような場合ですか。

- 人権が侵害されたと思ったことが「ある」と答えた人に、それは、どのような場合か聞いたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた人の割合が36.1%と最も高く、以下、「職場でのいじめや嫌がらせ」(22.7%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(21.6%)、「プライバシーの侵害」(21.1%)などの順となっています
- 内閣府調査と比べると「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた人の割合は15.5ポイント低くなっています。



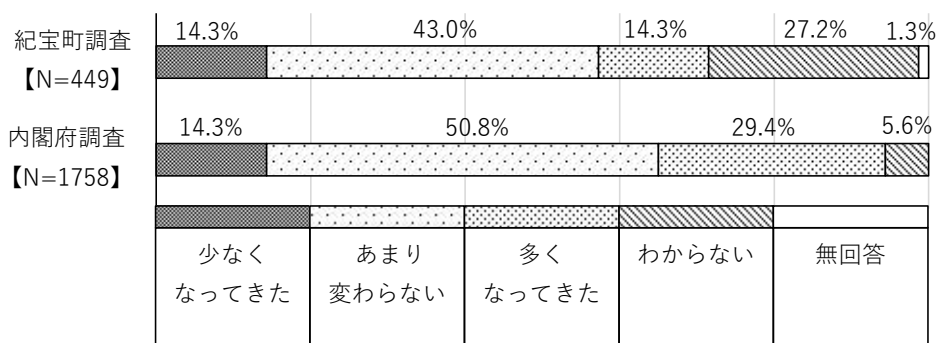
ご自分の人権が侵害されたと思ったとき、あなたはどのようにしましたか。

- 自分の人権が侵害されたと思ったときにどうしたかを聞いたところ、「家族、親類に相談した」と答えた人の割合が39.2%と最も高く、以下、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」(32.0%)、「何もしなかった」(30.9%)、「相手に抗議した」(16.5%)などの順となっています。



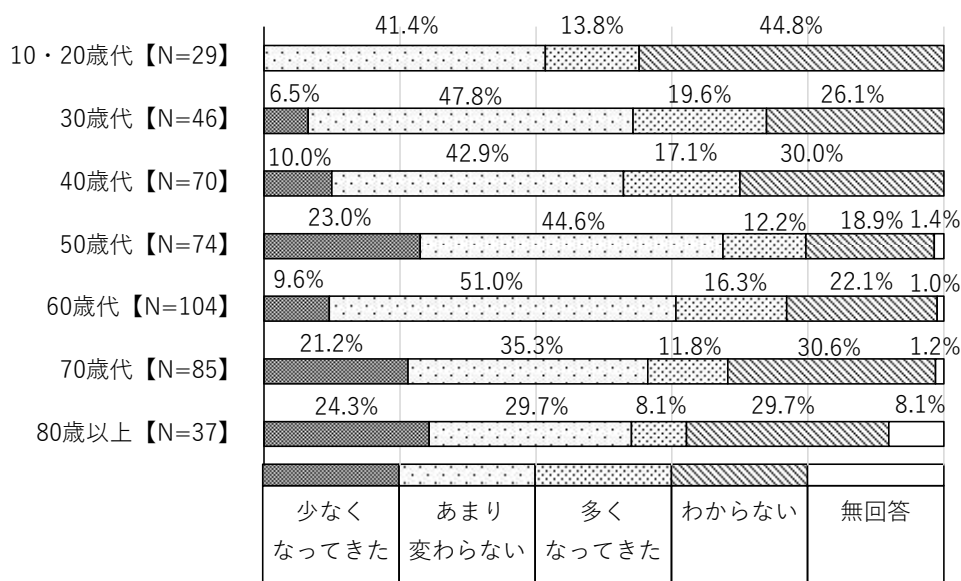
新聞、テレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この5～6年の間に、身の回りで人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。

- この5～6年の間に、身の回りで人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思うか、あまり変わらないと思うか、それとも次第に多くなってきたと思うか聞いたところ、「あまり変わらない」と答えた人の割合が43.0%と最も高く、「わからない」と答えた人の割合は27.2%、「少なくなってきた」と「多くなってきた」と答えた人の割合は同率で14.3%となっています。
- 内閣府調査と比べると「多くなってきた」と答えた人の割合は15.1ポイント低くなっています。



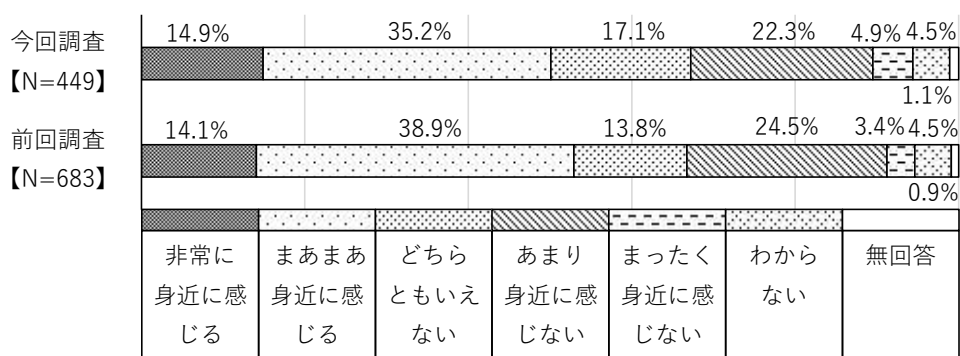
年代別

- 年齢別にみると、「あまり変わらない」と答えた人の割合は60歳代で、「多くなってきた」と答えた人の割合は30歳代で、「少なくなってきた」と答えた人の割合は50歳代で、それぞれ高くなっています。



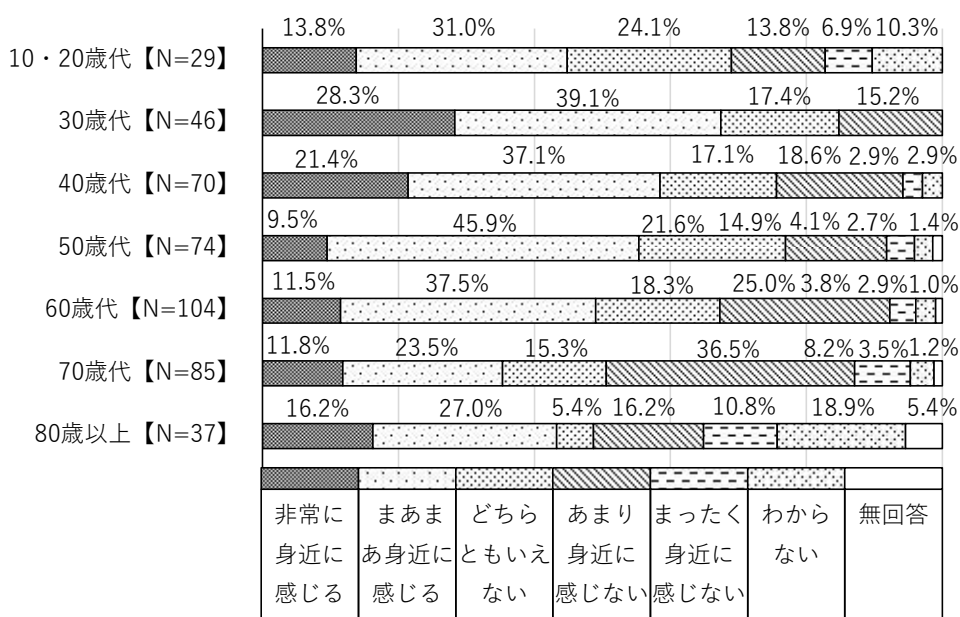
あなたは、「人権」を身近な問題として感じていますか。

- 「人権」を身近な問題として感じているか聞いたところ、「まあまあ身近に感じる」と答えた人の割合が 35.2%と最も高く、「あまり身近に感じない」と答えた人の割合は 22.3%、「どちらともいえない」と答えた人の割合は 17.1%となっています。「非常に身近に感じる」(14.9%)と「まあまあ身近に感じる」(35.2%)を合わせた『身近に感じる』と答えた人の割合は 50.1%となっています。
- 前回調査と比べると『身近に感じる』と答えた人の割合は 2.9 ポイント低くなっています。



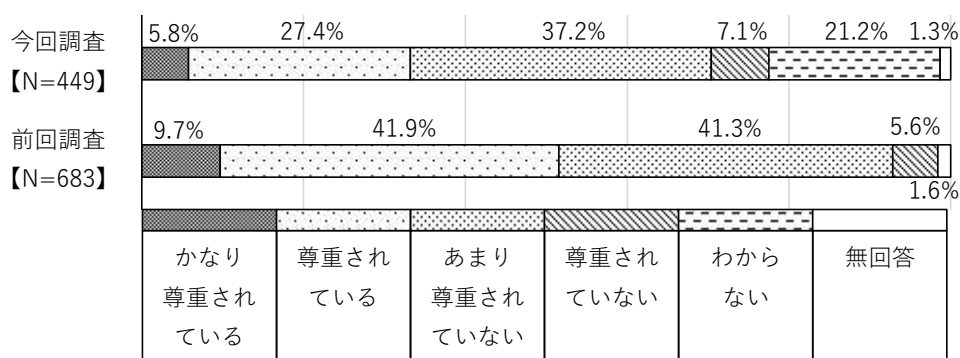
年代別

- 年代別にみると、『身近に感じる』と答えた人の割合は 30 歳代では 67.4%と高く、40 歳代、50 歳代でもそれぞれ 58.5%、55.4%と高くなっています。



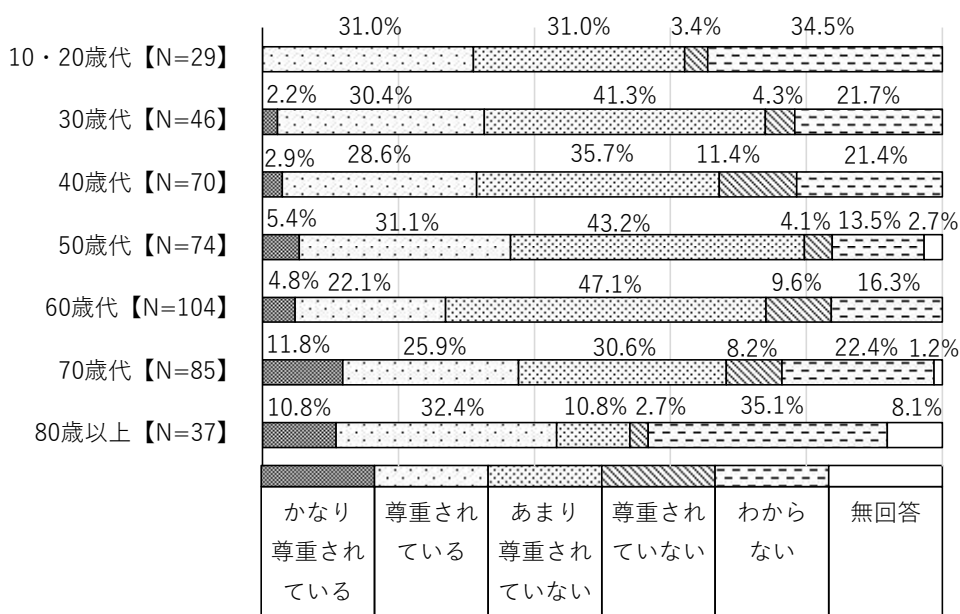
現状の社会は、いろいろな立場の人びと（女性、障がい者、高齢者、外国人など）の人権が尊重されていると思いますか。

- いろいろな立場の人びとの人権が尊重されていると思うか聞いたところ、「あまり尊重されていない」と答えた人の割合が37.2%と最も高く、「尊重されている」と答えた人の割合は27.4%、「わからない」と答えた人の割合は21.2%となっています。「かなり尊重されている」(5.8%)と「尊重されている」(27.4%)を合わせた『尊重されている』と答えた人の割合は33.2%となっています。
- 前回調査と比べると『尊重されている』と答えた人の割合は18.4ポイント低くなっています。



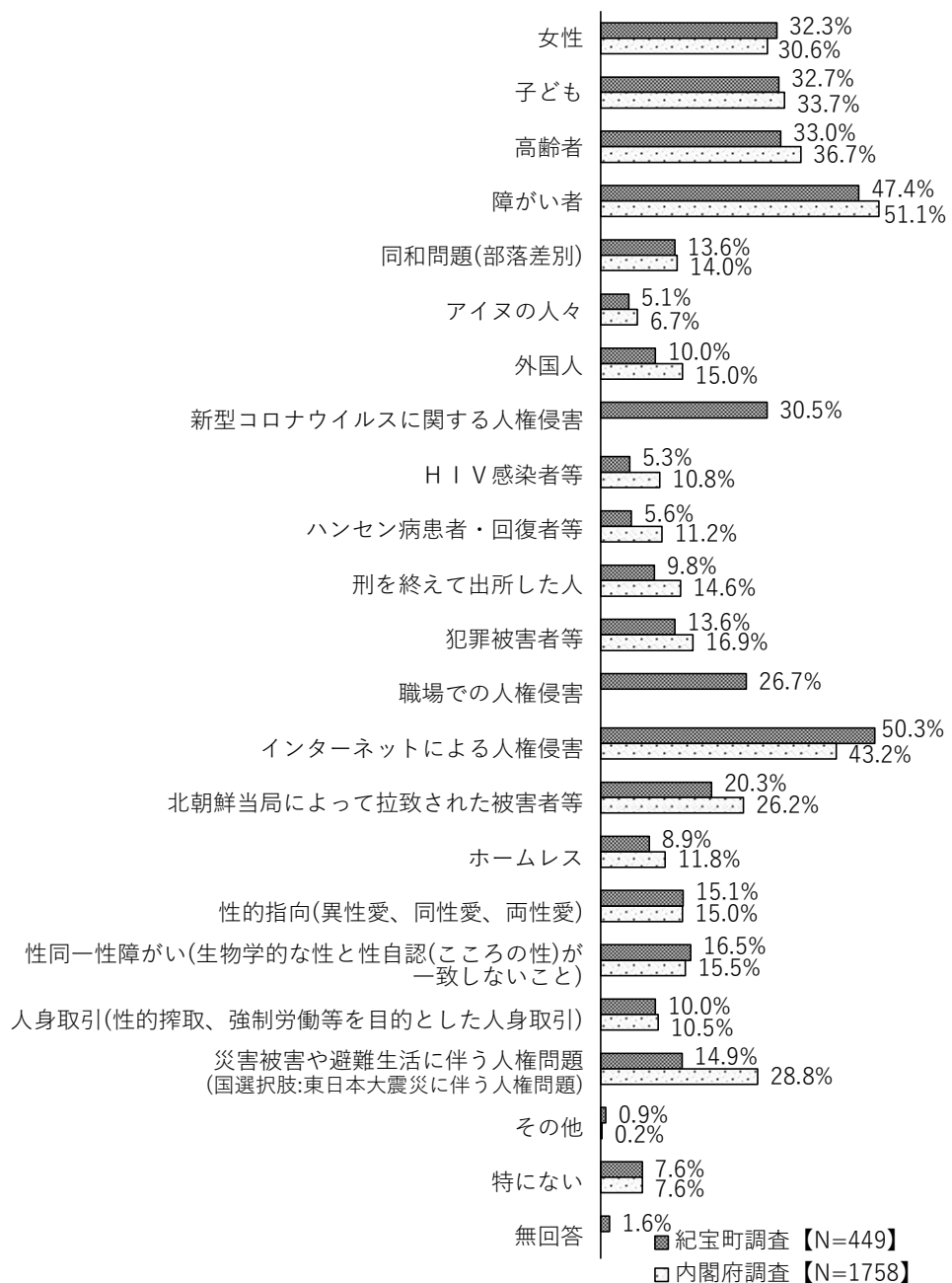
年代別

- 年代別にみると、『尊重されている』と答えた人の割合は80歳以上では43.2%と高くなっています。



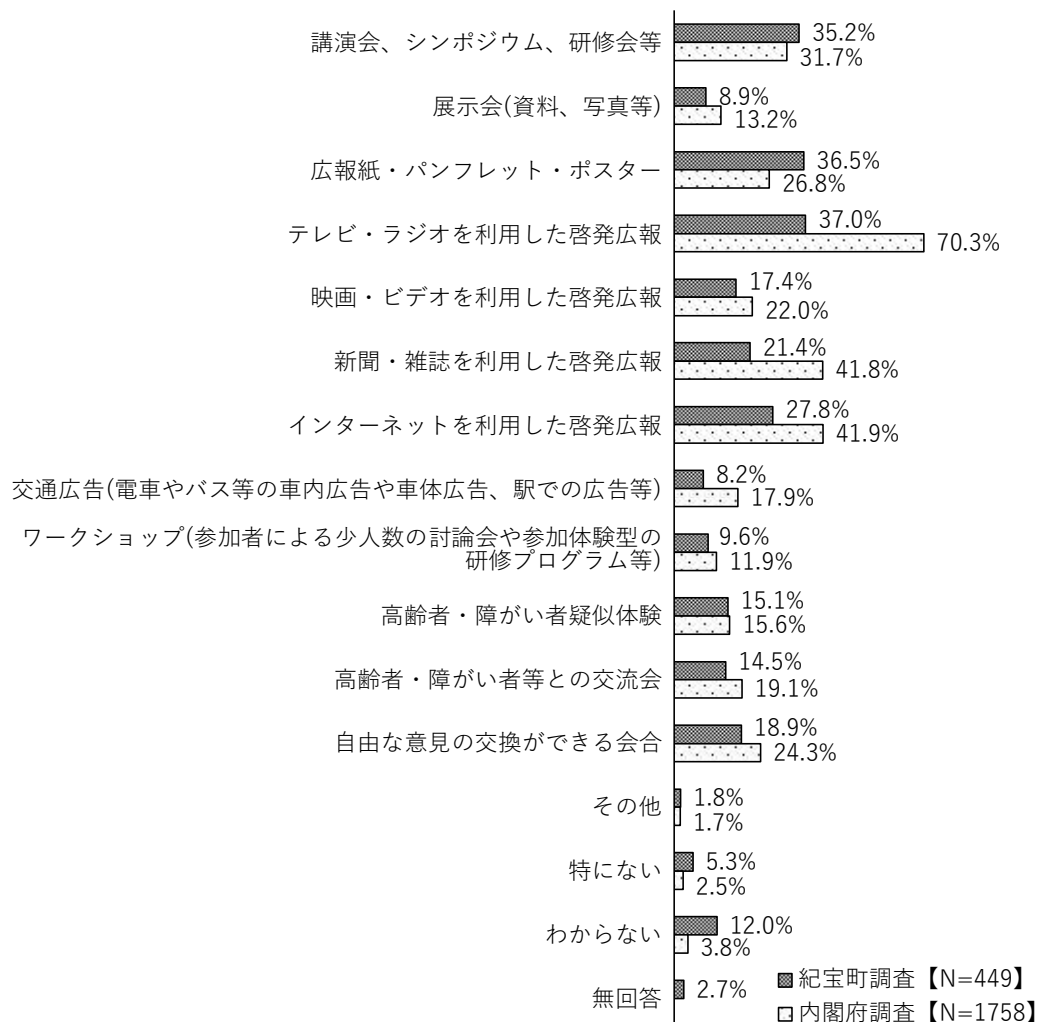
主な人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。

- 主な人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「インターネットによる人権侵害」を挙げた人の割合が 50.3%と最も高く、以下、「障がい者」(47.4%)、「高齢者」(33.0%)、「子ども」(32.7%)、「女性」(32.3%)、「新型コロナウイルスに関する人権侵害」(30.5%)などの順となっています。なお、「特になし」と答えた人の割合は 7.6%となっています。
- 内閣府調査と比べると「インターネットによる人権侵害」を挙げた人の割合は 7.1 ポイント上回っています。



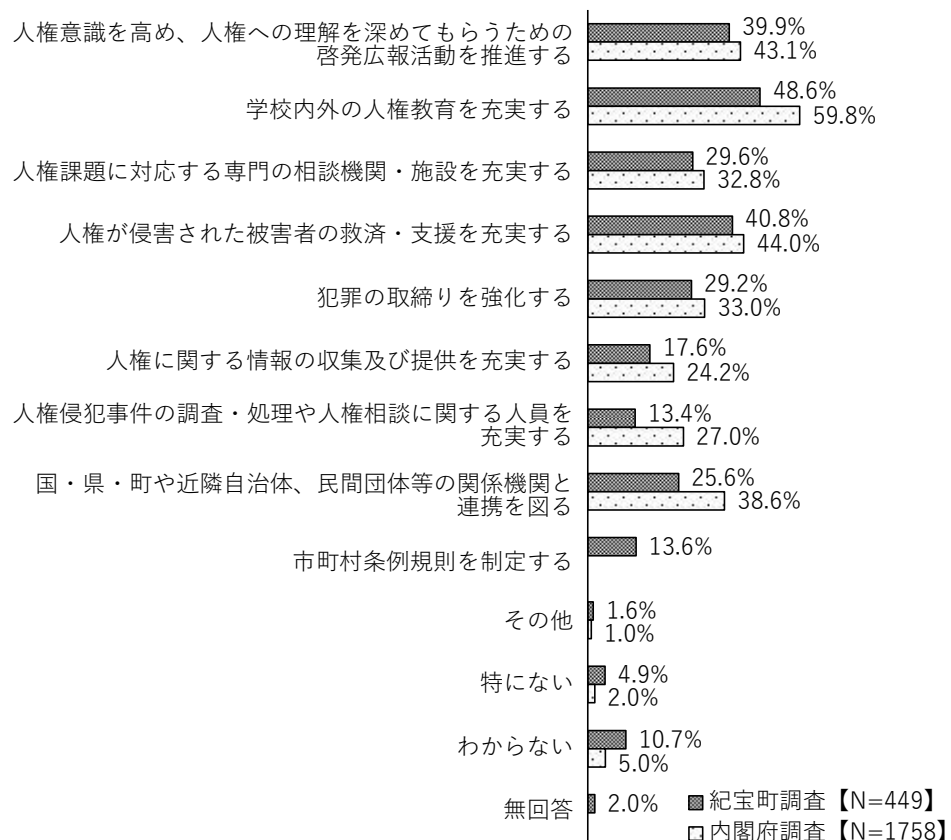
あなたは、人権啓発を推進するためには、住民に対してどのような方法による啓発広報活動が効果的だと思いますか。

- 人権啓発を推進するためには、住民に対してどのような方法による啓発広報活動が効果的であると思うか聞いたところ、「テレビ・ラジオを利用した啓発広報」を挙げた人の割合が37.0%と最も高く、以下、「広報紙・パンフレット・ポスター」(36.5%)、「講演会、シンポジウム、研修会等」(35.2%)、「インターネットを利用した啓発広報」(27.8%)、「新聞・雑誌を利用した啓発広報」(21.4%)などの順となっています。
- 内閣府調査と比べると「テレビ・ラジオを利用した啓発広報」を挙げた人の割合は33.3ポイント低く、「広報紙・パンフレット・ポスター」を挙げた人の割合は9.7ポイント高くなっています。



あなたは、国・県・市は、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。

- 国・県・市は、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ、「学校内外の人権教育を充実する」を挙げた人の割合が48.6%と最も高く、以下、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(40.8%)、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」(39.9%)、「人権課題に対応する専門の相談機関・施設を充実する」(29.6%)、「犯罪の取締りを強化する」(29.2%)などの順となっています。
- 内閣府調査と比べると「学校内外の人権教育を充実する」を挙げた人の割合は11.2ポイント低くなっています。



第3章

人権施策の推進

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

(1) 人権が尊重されるまちづくり

現状と課題

人権問題の解決は、行政のみの施策の実施によって実現されるものではなく、町民一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、行動することによってもたらされます。

近年、職業の多様化と就業地・生活圏の広域化、ライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯意識が希薄になりつつあり、全員参加型の地区コミュニティ活動は弱体化していますが、一方で、地区を越え、テーマごとに結びついたグループ活動（テーマコミュニティ）が活発化する傾向にあります。人権分野においても、自主的な学習活動を行うグループや福祉関係のボランティア団体などの草の根的な運動や取り組みが、徐々に広がっていくよう、支援していくことが重要です。今後は、町民一人ひとり、企業、住民団体・NPO等の団体が、県や近隣市町等との協働によって、人権尊重の考え方のもとに、各々の個性や特徴等を認め合いながら、さまざまな「人権が尊重されるまちづくり」の取り組みをさらに広く展開していくことが必要です。

基本方針

多様な交流の中で、町民の温かな人間関係が育まれ、共に学び合い、支え合えるようなまちを創造していくため、町民の自主的な取り組みを支援するとともに、ボランティアや関係団体との協働を推進していきます。

推進方策

- 地域のさまざまな活動が、人権尊重の視点に立って行われるような取り組みを進めます。
- 町民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、活動拠点の整備に努めるとともに、学習会や研修会の充実を図ります。
- 企業や団体等は、人権尊重の視点に立った活動を行うとともに、町は、それらの自主的な活動が推進されるよう支援を行います。

2 人権意識の高揚のための施策

(1) 人権教育の推進

現状と課題

人権教育とは、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育、社会教育において計画的に実施される教育活動」です。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識を高め、自らの課題として日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけることが重要であり、そのためには、あらゆる場を通じた人権教育を進めることが求められています。

町民が、身近な暮らしや地域の活動の中で人権について考え、主体的に取り組むよう促進することや、人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育についても、課題の把握と内容・手法・実施体制の見直しを行いながら、積極的、継続的に推進することが必要です。多くの町民が人権を学ぶ必要性をより理解し、人権問題を自分の問題としてとらえ、人権が尊重される社会をつくる主体者となるよう、人権教育を推進する必要があります。

あわせて、人権研修を企画、運営できる人材を養成するとともに、その活用とネットワークの構築等が課題となっています。

基本方針

学校教育・社会教育における人権・同和教育の位置付けを明確にし、町民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別解決に向けての実践力を高める活動を推進します。

また、同和地区の人たちの教育・文化の向上に向けた学習活動を支援し、周辺住民と連携した学習や交流を実践し、人権・同和問題に対する意識の向上を図ります。

推進方策

- 学校教育において、対象や発達段階に応じた人権教育を効果的に行えるよう、一人ひとりの個性や人権を認め合う人権尊重の意識と行動力を高める取り組みを、教育活動全体を通じて推進します。
- 社会教育においては、町の主体的な取り組みの促進を図り、社会教育施設等を拠点とした人権に関する学習や情報の提供を積極的に行うとともに、民間の提供する学習活動とも連携し、さまざまな学習の場到人権尊重の視点を位置付けるような取り組みを進めます。

- 学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場所で、人権教育を推進するための人材を養成し、活用する体制づくりを進めます。

(2) 人権啓発の推進

現状と課題

人権啓発とは、「人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動等」を意味し、町民の人権意識が暮らしの中に根付き、文化として定着することをめざすためには、人権教育とともにその積極的な推進が必要です。

総体的に町民の人権意識の高まりはみられるものの、しかしながら、さまざまな差別事象や人権侵害につながる事例も発生しており、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があります。今後の啓発活動については、課題に即した効果的な啓発方法を工夫し、発展させることが必要です。

基本方針

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を、町民一人ひとりが自分自身の課題としてとらえ、主体的に学習し行動する状況づくりをめざし、行政、地域、企業、団体等のあらゆる場面での、より機能的な啓発推進体制の整備を図ります。

推進方策

- 人権関係機関・団体との連携を緊密にし、あらゆる人権分野の課題に対応する啓発推進体制づくりに努めます。
- 地域、職場、団体等の日常活動に密着した推進者の養成に努めます。
- 取り組みについての情報を十分に共有し、地域の状況に応じた啓発活動を、町民、企業、団体、学校、ボランティア等のさまざまな実施主体と連携、協働しながら、家庭をはじめ、地域や職場等で進めていきます。

3 人権擁護のための施策

(1) 人権擁護及び相談機能の充実

現状と課題

人権問題にかかわる相談・支援は、法務局、人権擁護委員、あるいは県や町における各種福祉相談（子ども・女性・障がい者・高齢者等）など、それぞれの関係機関が相談窓口を設け、対応を行っています。

人権相談においては、さまざまな悩みを抱える当事者に対して、相談内容の傾聴、相談者への助言・情報提供等、当事者の立場に立ったきめ細かな対応による相談を実施することにより、課題の解決を支援することが必要です。

各相談機関の活動内容の周知に努めるとともに、国、県、町、その他関係機関を含め多様な相談内容に対応できるネットワークの構築など、相談機関相互の連携強化を図る必要があります。また、人権相談に総合的に対応し気軽に利用できる相談窓口の在り方について、国の動向をみながら検討を行うことが重要です。

基本方針

人権侵害事例に対して、関係各課、関係機関・団体等と連携を強化し、被害者の人権回復に向けた対応に努めるとともに、法務局や県をはじめ専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談機能の充実に努めます。

推進方策

- 相談内容に応じた窓口と利用方法について、わかりやすい広報活動に取り組めます。
- 相談を受けた各担当課が、町の関係部署や法務局等の外部関係機関と連携をとり、救済、支援できる体制の整備に努めます。
- 児童や高齢者に対する虐待を防止し、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の構築に努めます。
- さまざまな人権相談に対応するために、地方法務局や三重県人権センター等の関係機関が連携して、日常的な情報共有や相談員の資質を高めるため、実践的な研修等を行います。

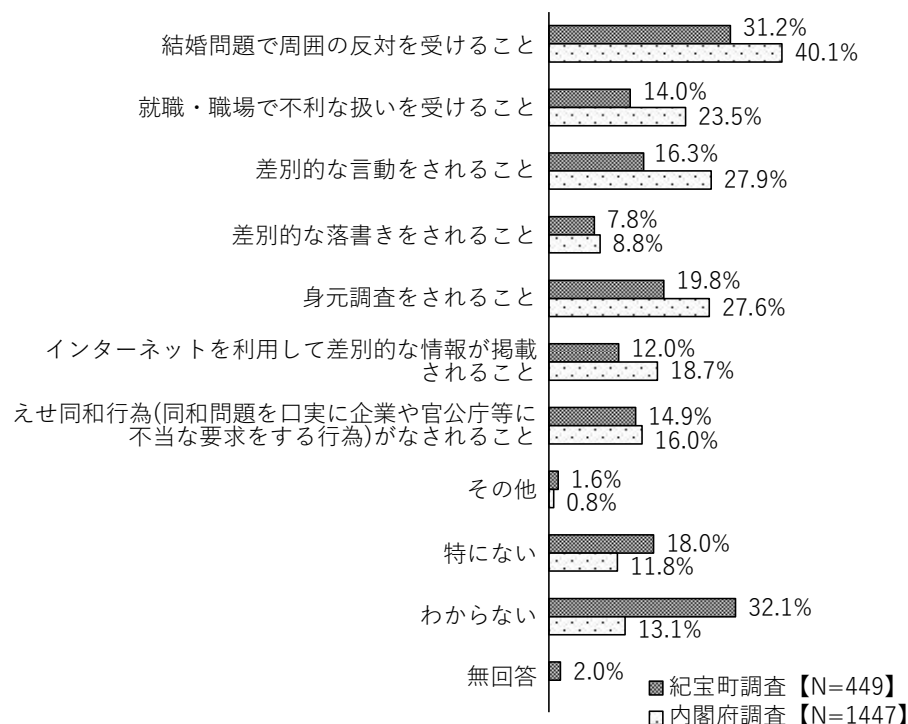
4 人権課題のための施策

(1) 同和問題

アンケート結果からみる意向

あなたは、同和問題(部落差別)に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた人の割合が31.2%と高く、以下、「身元調査をされること」(19.8%)、「差別的な言動をされること」(16.3%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合が32.1%と最も高く、「特にない」と答えた人の割合は18.0%となっています。
- 内閣府調査と比べると「差別的な言動をされること」を挙げた人の割合は11.6ポイント低くなっています。一方、「わからない」と答えた人の割合は19ポイント高くなっています。



現状と課題

同和問題は、昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、そして「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」と指摘されています。

このことを踏まえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策の推進が図られてきました。そして「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）による経過措置を含めて、平成 13（2001）年度末をもって終了しています。平成 28（2016）年 12 月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。

しかし、依然として結婚や就職などの場において差別や偏見があったり、間違った認識から差別発言、落書き等が見られたりする現状があります。近年ではインターネットを使った差別表現などの新たな問題も生じています。

アンケート結果をみると、内閣府調査と比べると「差別的な言動をされること」を挙げた人の割合は 11.6 ポイント低くなっています。一方で「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた人の割合が 31.2%となっています。

今後とも、同和対策審議会答申の精神を踏まえながら、この基本方針に基づき、同和問題を早期に解決し、人権が尊重された社会の実現をめざす必要があります。

基本方針

同和問題を人権問題の重要課題としてとらえ、生涯学習を通して発達段階に即した学校教育と社会教育を通して人権を尊重する教育推進を図ります。

また、同和問題に関する差別意識の解消に向けた町民意識の啓発活動の推進を図るとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

推進方策

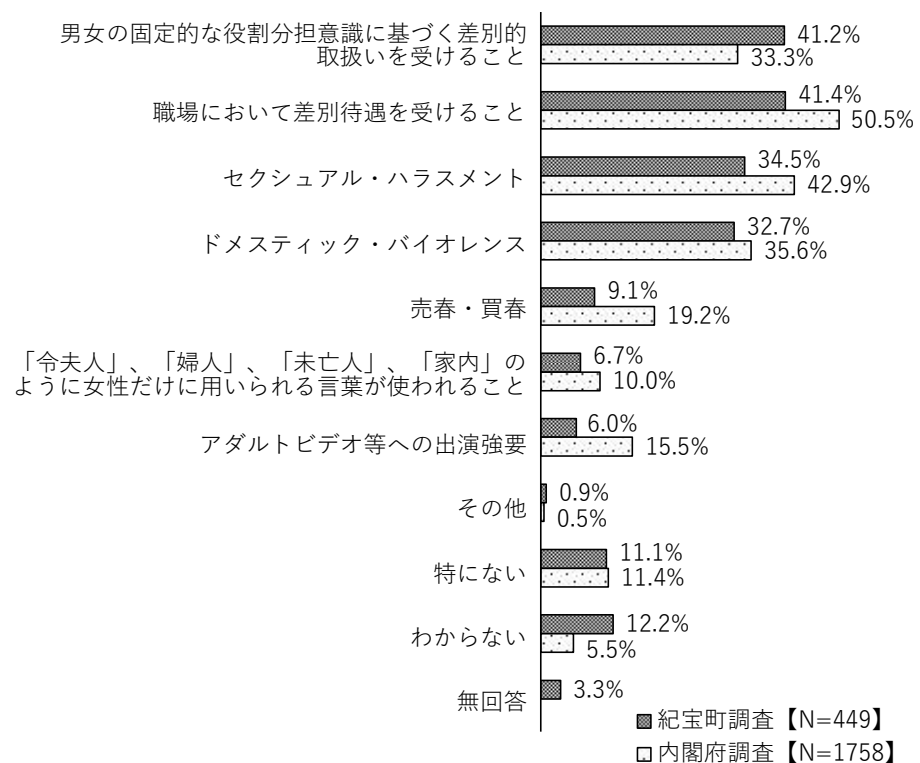
- すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発を推進し、同和問題をはじめとする人権について、わかりやすく学習内容を工夫し、差別意識の解消を図ります。
- 子どもが、さまざまな人権問題について学習を深め、差別や偏見を許さない人権意識を培うため、幼稚園、小学校、中学校等での人権教育を推進します。
- 各種人権相談、差別事象については、法務局、人権擁護委員などの関係機関・団体との連携を図り、対応していきます。

(2) 女性

アンケート結果からみる意向

あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「職場において差別待遇を受けること」を挙げた人の割合が41.4%と最も高く、僅差で「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」を挙げた人の割合が41.2%で続いています。以下、「セクシュアル・ハラスメント」(34.5%)、「ドメスティック・バイオレンス」(32.7%)などの順となっています。なお、「特にない」と答えた人の割合は11.1%、「わからない」と答えた人の割合は12.2%となっています。
- 内閣府調査と比べると「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」を挙げた人の割合は7.9ポイント高くなっています。



現状と課題

国際社会においては、国際連合は昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 10 年間を「国連婦人の 10 年」と位置付け、女性の地位向上のためのさまざまな運動に取り組みました。特に、昭和 54 年（1979 年）国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」は、「固定化された性別役割分担」を見直し、事実上の男女平等を達成しようとするものです。また、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性に対する暴力」「女性の人権」「意思決定過程への女性の参画」など、男女平等の達成に向け各国政府が取り組むべき重要課題を定めています。

このような国際社会の取り組みや、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念を受けて、我が国では、昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」の策定以来、男女平等の実現に向け積極的に取り組んでいます。平成 11（1999）年 6 月から施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付けています。この基本法に基づき、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画」が平成 12（2000）年 12 月に決定されています。

また、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などの女性に対する暴力も、多くの人びとにかかわる社会的問題であり、重大な人権問題であるとの認識が深まり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが施行されています。

こうしたなか、本町においても国・県の施策に連動し、令和 3（2021）年 3 月に「第 3 次紀宝町男女共同参画プラン」を策定し、男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会の実現をめざしています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣習・慣行が依然として残されていることや、男女平等及び人権尊重の意識が十分に根づいていないことなどから、政策方針決定過程への女性の参画、家庭・職場・地域などにおける男女の役割や活動など、多くの分野で男女平等が事実上実現していない状況があります。

アンケート結果をみると、女性に関しどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「職場において差別待遇を受けること」を挙げた人の割合が 41.4%と最も高く、僅差で「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」を挙げた人の割合が 41.2%で続いています。内閣府調査と比べると「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」を挙げた人の割合は 7.9 ポイント高くなっています。

今後とも、「男女共同参画社会基本法」や「人権が尊重される紀宝町をつく

る条例」に基づき、「紀宝町男女共同参画プラン」を推進し、男女共同参画社会の早期形成をめざす必要があります。

基本方針

「紀宝町男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

推進方策

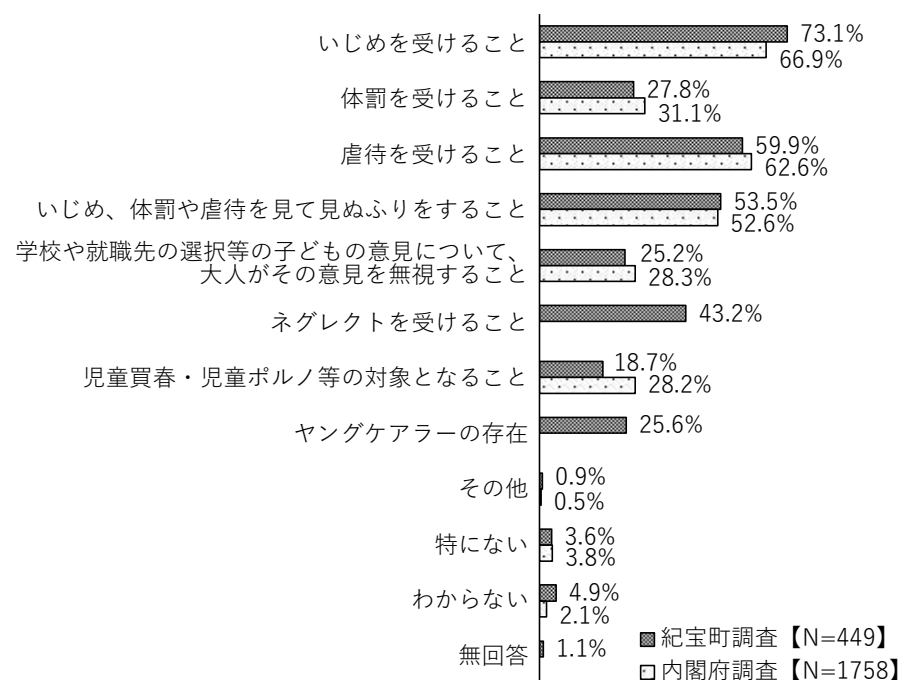
- 性別による固定的役割分担意識をなくし、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し得る「男女共同参画社会」の実現をめざし、啓発活動を推進します。
- 女性の人権が尊重される社会の実現に向け、意思決定過程への参画を促進し、関係機関と連携しながら、さまざまな分野で施策を推進します。
- 働く場において男女が均等な機会と待遇を確保され、職業生活と家庭生活のバランスを保ちながら活躍できるよう、職場環境づくりを推進するとともに、企業に対する働きかけを行い女性活躍の機運醸成を図ります。
- ドメスティック・バイオレンスについては、三重県男女共同参画センターをはじめとした関係機関との連携を強化して支援体制を充実し、その防止に向けた意識啓発等を行います。

(3) 子ども

アンケート結果からみる意向

あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「いじめを受けること」を挙げた人の割合が73.1%と最も高く、以下、「虐待を受けること」(59.9%)、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」(53.5%)、「ネグレクトを受けること」(43.2%)などの順となっています。
- 内閣府調査と比べると「いじめを受けること」を挙げた人の割合は6.2ポイント上回っています。



現状と課題

21 世紀を担う子どもが心身共に健やかに育つことが大切です。我が国では、日本国憲法の精神に則り、昭和 22 年（1947 年）に「児童福祉法」、昭和 26 年（1951 年）に「児童憲章」が制定され、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策が進められてきました。

また、平成 6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准し、子ども

の最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、平成 11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を、平成 12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しました。また、平成 16（2004）年には、児童虐待防止対策等の充実・強化を図るため「児童福祉法」〔昭和 23（1948）年施行〕を改正し、児童相談に関して市町村が担う役割を明確にしました。平成 19（2007）年には「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の権限の強化や地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）設置の努力義務化等が規定されました。平成 25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が公布・施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されました。また、平成 26（2014）年には、貧困の状況にある子どもの健やかな成長及び教育の機会均等等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

三重県においては、人権尊重を基盤にした教育・保育を推進するため、平成 11（1999）年に、「三重県人権教育基本方針」、平成 13（2001）年に「三重県人権保育基本方針」を策定するとともに、子どもを児童虐待から守るため、平成 16（2004）年に「子どもを虐待から守る条例」が施行されています。また、平成 23（2011）年には、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす、「三重県子ども条例」を施行されました。

しかしながら、少子化の進行、都市化や核家族化、高度情報化の進展など、社会情勢の急激な変化を受け、家庭や地域社会における子育て機能が低下するなかで、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境はますます悪化しており、本町においても、いじめや不登校などの問題に加え、近年社会問題化している児童虐待や子どもの性被害、子どもの貧困などの新たな課題に対応する体制の整備が求められています。

アンケート結果をみると、子どもに関しどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「いじめを受けること」を挙げた人の割合が 73.1%と最も高く、以下、「虐待を受けること」（59.9%）、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」（53.5%）、「ネグレクトを受けること」（43.2%）などの順となっています。また、内閣府調査と比べると「いじめを受けること」を挙げた人の割合は 6.2 ポイント上回っています。

こうした状況を踏まえ、子どもへのあらゆる暴力の根絶やいじめ問題の早期解決等に向けた推進体制の充実、関係機関の連携強化等に努めるとともに、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するための社会全体の意識改革を図っていくことが必要です。

基本方針

「次世代育成支援行動計画」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子育て環境づくりを充実させ、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図ります。

また、児童虐待についても関係行政機関・学校・家庭・地域社会等の連携強化を図り児童虐待の防止及び要保護児童対策の充実を図ります。

推進方策

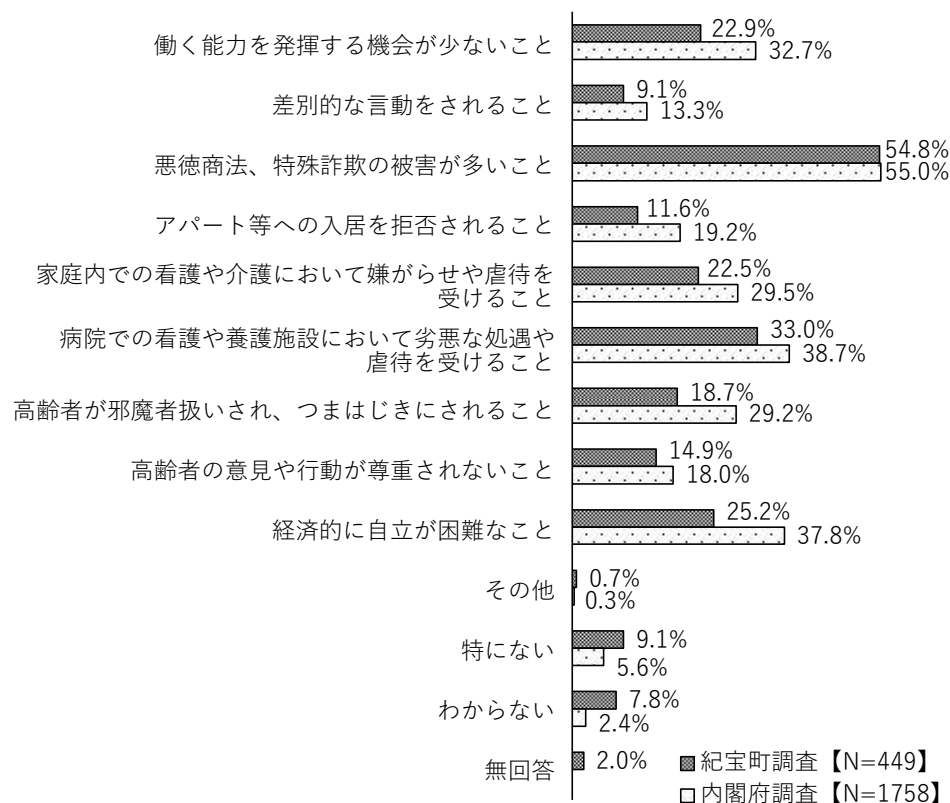
- 子どもが、自らの意見を表明することができ、主体的に行動することができるよう、人権保育や学校教育等を充実します。
- 学校における人権教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成をめざし、家庭、学校、地域社会が連携を深め、一体となって取り組みます。
- 人権意識や多様な価値観の醸成を図り、生きる力を育てるため、教育体制の整備を推進します。
- いじめや児童虐待をはじめ、ヤングケアラーとなっている子どもなど、子どもを取り巻くさまざまな問題解決のために、地域の関係機関、団体等との連携を強化し、子どもや保護者などに関する情報収集や支援等を実施します。
- 次代を担う子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

(4) 高齢者

アンケート結果からみる意向

あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」を挙げた人の割合が54.8%と最も高く、以下、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」(33.0%)、「経済的に自立が困難なこと」(25.2%)、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」(22.9%)、「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること」(22.5%)などの順となっています。なお、「特にない」と答えた人の割合は9.1%、「わからない」と答えた人の割合は7.8%となっています。
- 内閣府調査と比べると「経済的に自立が困難なこと」を挙げた人の割合は12.6ポイント低くなっています。



現状と課題

我が国は、平均寿命の伸びもあり急速に高齢化が進んでいます。こうした高齢化の進展に伴い、寝たきり等の介護を必要とする高齢者の増加が見込まれています。また、少子化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

現在、本町では、高齢者の保健・福祉サービスの具体的な目標や生きがいづくり等の方針をまとめた「紀宝町高齢者保健福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」に基づき、広く町民の参加と協力を得ながら、県等とも連携して必要な保健・福祉サービスの体制整備に努めています。

アンケート結果をみると、高齢者に関しどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」を挙げた人の割合が54.8%と最も高く、以下、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」（33.0%）、「経済的に自立が困難なこと」（25.2%）などの順となっています。内閣府調査と比べると「経済的に自立が困難なこと」を挙げた人の割合は12.6ポイント低くなっています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で人間としての尊厳を保ちながら、安心して生活できるよう、高齢者個人の状況や多様なニーズに対応し、保健・福祉サービスの提供をはじめ、社会参加の促進や相談体制の強化など、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者やその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの普及・充実が重要な課題となっています。

そして、町民すべてが健康で生きがいを持って過ごすことのできる地域社会を築くためにも、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、共に高齢社会を支え合う町民意識の醸成を図っていく必要があります。

基本方針

「紀宝町高齢者保健福祉計画」に基づいて、自立支援と生きがいづくりを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。

また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策を進めます。

推進方策

- 高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、高齢者が活躍できる環境づくりを推進します。
- 高齢者への福祉の向上、人権擁護などについて町民の意識向上を図る

ため、教育、啓発を推進します。

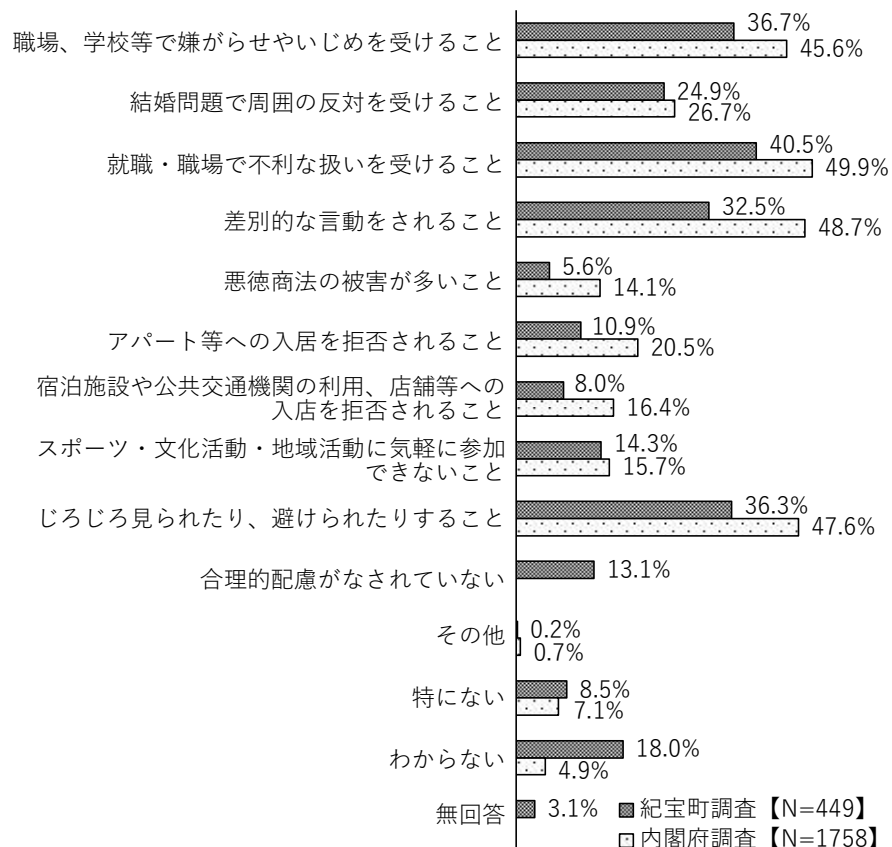
- 経験や知識を活かして、働く機会を提供するため、シルバー人材センターなどの機能をより充実させ、就業の支援を図ります。
- 高齢者同士や異世代間の交流など、地域活動への参加の機会を創出するとともに、交流の拠点となる施設の充実を図り、老人クラブ、サークルなどの育成と支援に努めます。

(5) 障がい者

アンケート結果からみる意向

あなたは、障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が40.5%と最も高く、以下、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(36.7%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(36.3%)、「差別的な言動をされること」(32.5%)などの順となっています。なお、「特にない」と答えた人の割合は8.5%、「わからない」と答えた人の割合は18.0%となっています。
- 内閣府調査と比べると「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合は9.4ポイント低くなっています。一方、「わからない」と答えた人の割合は13.1ポイント高くなっています。



現状と課題

我が国がめざすべき社会は、ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念の下、障がいのあるなしにかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」です。

このような社会を実現するため、国際連合では昭和 50 年（1975 年）に「障害者の権利宣言」を決議し、昭和 56 年（1981 年）は「国際障害者年」として世界各国においてさまざまな活動が実施されたほか、「国連・障害者の十年」（昭和 58（1983）年～平成 4（1992）年）、「アジア・太平洋障害者の十年」（平成 5（1993）年～平成 14（2002）年）の取り組みが行われました。

このように、障がいのある人を取り巻く国際的な情勢が大きく変化するなか、我が国においても、国際障害者年に対応して「国際障害者年推進本部」を設置し、障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するための社会づくりをめざして、障がい者施策の推進にあたることとなりました。

平成 23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義づけの見直しや、「発達障がい」を「精神障がい」に含むことが明文化されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮をすることが求められることとなりました。

また、平成 24（2012）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成 25（2013）年には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど国内法の整備が進められ、平成 26（2014）年には障害者権利条約を批准しました。

さらに、平成 25（2013）年に策定された障害者基本計画（第 3 次）において、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、「障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため」に、障がい者施策を講じていくこととしています。

こうした取り組みにより、障がいのある人に対する理解や、偏見といった心のバリア（障壁）も解消されつつあり、障がいのある人自らの力で、その人らしく生きがいを持って暮らせるよう支援する体制も徐々に整いつつあるなど、障がいのある人の自立や社会参加への意識も高まっています。

アンケート結果をみると、障がい者に関しどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が 40.5%と最も高く、以下、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（36.7%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」

(36.3%)などの順となっています。内閣府調査と比べると「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合は9.4ポイント低くなっています。

障がいがあることによる差別や偏見など、障がいのある人を取り巻く社会環境面においては、ハード・ソフトの両面にわたる障壁があることも事実であり、依然として課題も残されています。

このため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが重要であり、そのためのより一層の取り組みが求められています。

基本方針

「第2期 紀南地域障がい福祉事業実施プラン（障がい福祉計画）」に基づき、国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民が「支え合って共に生きる福祉のまちづくり」の実現をめざします。

また、障がい者に対する偏見や差別を解消するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進するとともに、障がい者の主体性と権利の擁護、社会参加の促進に努めます。

推進方策

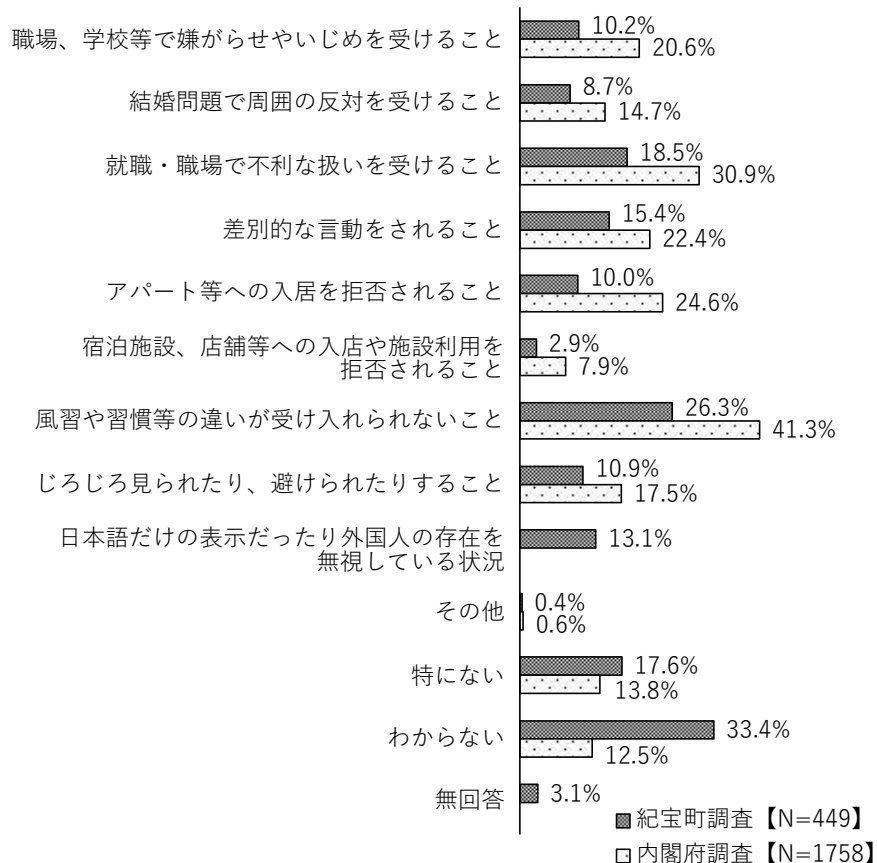
- 障がいに対する正しい理解と認識を深め、共に生きる豊かな心を育むために、町民に対してあらゆる機会を通じて啓発活動を実施します。
- さまざまな行事や活動を通じて、障がいのある人との交流の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、学校では、障がいの状態に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばす教育の充実に努めるとともに、すべての幼児、児童、生徒が「共に学び、共に育つ」環境づくりをめざします。
- すべての人が住みやすい「バリアフリーのまちづくり」を推進します。
- すべての人が容易に、早く、的確に必要な情報を入手できるなど、情報のバリアフリーに努めます。

(6) 外国人

アンケート結果からみる意向

あなたは、居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が26.3%と高く、以下、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(18.5%)、「差別的な言動をされること」(15.4%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合が33.4%と最も高く、「特にない」と答えた人の割合は17.6%となっています。
- 内閣府調査と比べると「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」と答えた人の割合は15ポイント低くなっています。一方、「わからない」と答えた人の割合は20.9ポイント高くなっています。



現状と課題

近年の著しいグローバル化・ボーダレス化の進展に伴い、留学・就労等による一時滞在者のみならず、結婚等により永住する人びとも増加しています。

本町では、県や民間団体と連携しながら、国際化の進展に対応した教育啓発活動の推進や、外国語による情報提供、相談支援体制の整備といった外国人が暮らしやすい環境づくりに努めてきました。

平成 28 (2016) 年 6 月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。平成 30 (2018) 年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました(一部の規定を除き、平成 31 (2019) 年 4 月施行)。この改正法は、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容としています。

しかしながら、現実には外国人に対する理解不足から差別や偏見が見受けられるとともに、言語・習慣・制度・文化等の違いから、住居・労働・福祉・医療・教育等のさまざまな分野で問題が生じています。

また、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別意識が依然として残っています。

今後、外国人であるがゆえの偏見や差別の解消に向けて、異なる国籍・文化的背景を持った人びとが、さまざまな文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

基本方針

差別や偏見を解消し、共に生きる社会への理解を深めるため町民への啓発活動の推進に努めるとともに、国際交流を促進させ、安心して生活できる環境づくりを推進します。

推進方策

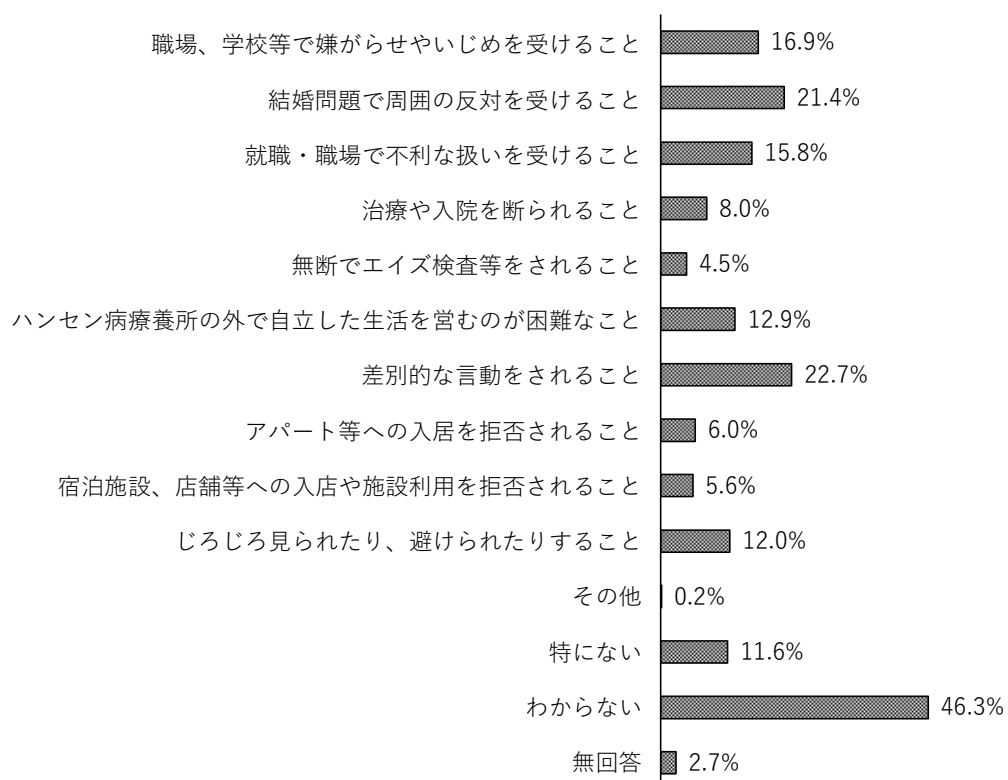
- 講座や講演会、国際交流を通じて、外国人や異文化に対する理解を深め、人権尊重を基盤とした国際性豊かな町民の育成に努めます。
- 外国人への情報提供の推進、相談体制整備など、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
- お互いが信頼し合い、助けあい、共に生きる意識を養い、差別や偏見の不当性に対する認識と理解を深め、その解消に努めます。

(7) 患者等（H I V感染者・エイズ患者・ハンセン病患者・難病患者やその家族等）

アンケート結果からみる意向

あなたは、エイズ患者・H I V感染者、ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- エイズ患者・H I V感染者、ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた人の割合が 22.7%と高く、以下、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(21.4%)、「職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(16.9%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(15.8%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合が 46.3%と最も高く、「特にない」と答えた人の割合は 11.6%となっています。



現状と課題

H I V 感染症・結核・ハンセン病・S A R S (重症急性呼吸器症候群)等をはじめとする感染症については、医学的・科学的認識が十分でないことから、誤った認識や偏見が生まれ、このことから感染者や患者等に対するさまざまな人権問題が生じています。

H I V 感染症は、血液等体液に含まれるH I Vというウイルスが傷や粘膜から侵入しておこる感染症で、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ(A I D S)と呼んでいます。エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまでも多くの偏見や差別意識が生まれ、そのことが原因となって就職拒否や職場解雇、賃貸住宅への入居拒否、立ち退き要求など社会生活のさまざまな場面での人権問題となって現れています。

しかし、H I V 感染症は、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、近年においては医学の進歩により、薬でエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。らい菌は、感染力が弱いためほとんど感染しないばかりか、感染しても発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療薬があるため完全に治る病気です。また治療して治った人からは感染せず、遺伝病でないことも判明しています。

それにもかかわらず、明治40年(1907年)の「癩(らい)予防ニ関スル件」以降、平成8(1996)年4月に「らい予防法」が廃止されるまで国による強制隔離政策がとられ続けたこと、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われたことなどから「うつりやすく恐ろしい病気」という間違ったイメージが定着したものです。

こうしたことにより、ハンセン病療養所入所者の多くは、家族や親族、社会との関係が絶たれ、また高齢の方が多いためなどから、病気が完治していても地域社会へ帰りにくく、療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり、自然体での交流ができるような地域社会づくりを、早期に進めていく必要があります。

このような感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染症患者等が、地域において安心して普通に生活できる社会を実現していく取り組みが必要です。

なお、平成10(1998)年10月に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、こうした過去の苦い事実を重く受け止め、これを教訓として感染症の患者等の人権に十分な配慮を払うこととされています。

基本方針

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを町民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育の充実を図ります。

推進方策

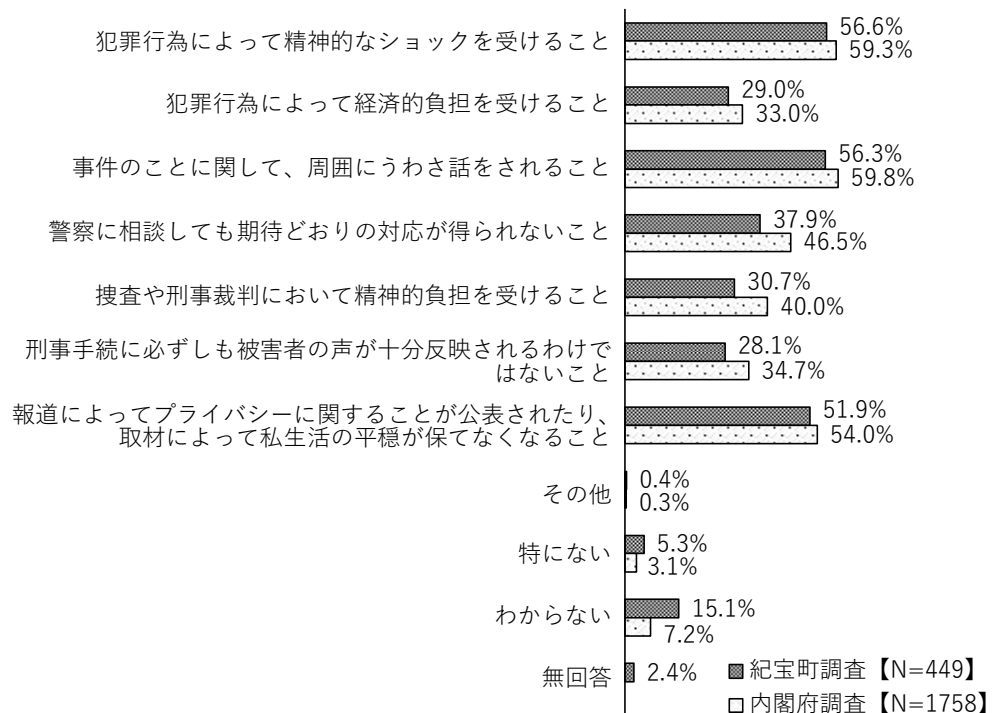
- HIV感染者やハンセン病患者をはじめとした感染症に関する治療予防に対する医学的な部分での啓発及び、偏見や差別意識の解消に向けた人権啓発のさらなる推進に努めます。
- 学校教育において、エイズを含む性感染症に対する性教育の取り組みの強化を図ります。

(8) 犯罪被害者等

アンケート結果からみる意向

あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」を挙げた人の割合が56.6%、次いで僅差で「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」を挙げた人の割合が56.3%と高くなっています。以下、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穩が保てなくなること」(51.9%)、「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」(37.9%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合は15.1%、「特にない」と答えた人の割合は5.3%となっています。
- 内閣府調査と比べると「わからない」と答えた人の割合は7.9ポイント高くなっています。



現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により、生命や身体・財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことにより精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失業・転職等によって経済的に困窮する場合があります。

また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、近隣のうわさ話やマスメディアの取材・報道等により、被害後に新たに生ずるさまざまな問題に苦しめられるケースも認められます。

このような実態を踏まえ、平成8（1996）年2月に警察庁から「被害者対策要綱」が示され、全国の警察では総合的な犯罪被害者等への支援対策に取り組んでいます。

また、犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な機運の高まりを受けて、「犯罪捜査規範」の改正（平成10（1998）年3月）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定（平成12（2000）年5月）、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正（平成12（2000）年7月）や「犯罪被害者等基本法」の制定（平成16（2004）年12月）など、次々と犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

しかしながら、犯罪被害者等のニーズは実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

基本方針

犯罪被害者の増加を抑止し、人権が尊重される心の教育と啓発を進め、各機関と連携しながら自立支援に努め、町民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

推進方策

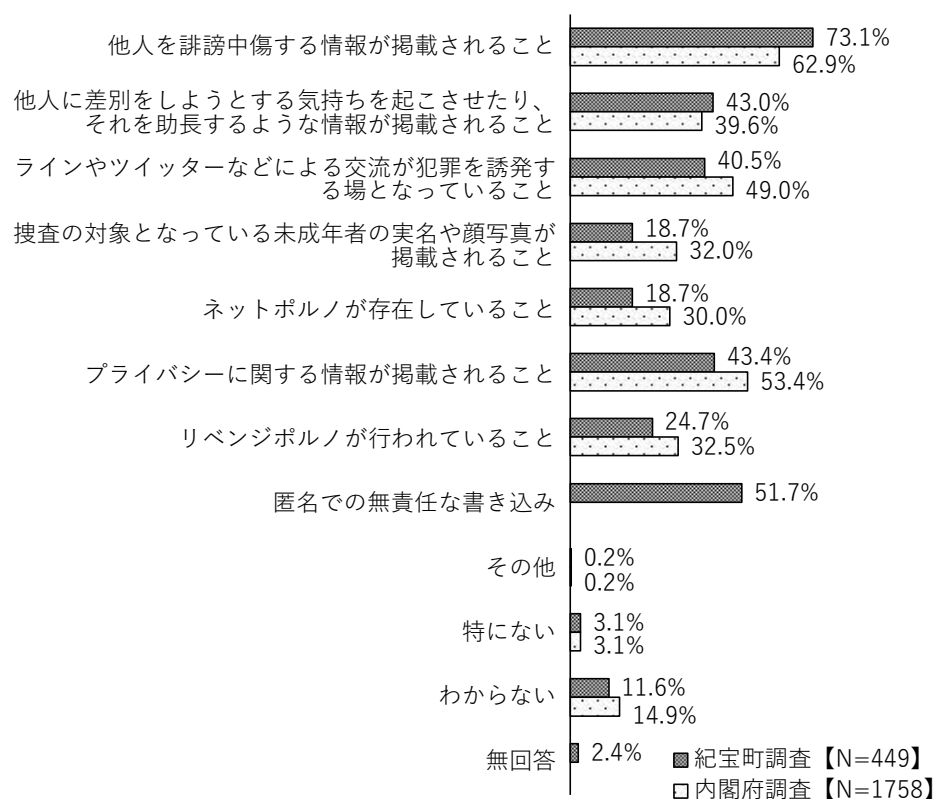
- マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発活動を推進していきます。また、犯罪被害者等をめぐる人権侵害に対して、関係機関と連携を図りながら対応していきます。
- 犯罪被害者等へのニーズに応じた支援活動を推進するとともに、相談やカウンセリングの充実を図っていきます。また、関係機関・団体との連携を図り、支援の輪を広げていきます。

(9) インターネットによる人権被害

アンケート結果からみる意向

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。

- インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた人の割合が73.1%と最も高く、以下、「匿名での無責任な書き込み」(51.7%)、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(43.4%)、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」(43.0%)、「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(40.5%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合は11.6%、「特にない」と答えた人の割合は3.1%となっています。
- 内閣府調査と比べると「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた人の割合は10.2ポイント高くなっています。



現状と課題

インターネットは、情報通信技術の飛躍的な進展により急速に普及し、今や町民生活の利便性の向上にとって必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、インターネットには、発信者に匿名性があり、情報発信が容易にできるうえ、不特定多数の人が受信できるという側面があることから、人権侵害にかかわる情報、あるいは暴力や卑わい情報などのいわゆる有害情報も発信されています。

このため、国において、平成 14（2002）年 5 月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行されました。

法務省の「平成 20（2008）年における人権侵犯事件の状況について」からインターネットを利用した人権侵犯事件の推移をみると、インターネットの普及によりさまざまな情報に容易にアクセスできるようになった反面、インターネットを利用した人権侵犯事件は、ここ数年急激な増加傾向を示しています。

アンケート結果をみると、インターネットによる人権侵害に関しどのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた人の割合が 73.1%と最も高く、以下、「匿名での無責任な書き込み」（51.7%）、「プライバシーに関する情報が掲載されること」（43.4%）、などの順となっています。内閣府調査と比べると「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた人の割合は 10.2 ポイント高くなっています。

インターネット上に掲載されてしまった差別的な表現や人権侵害に対しては、行政機関が強制的に削除する権限を持たないといった課題があります。

その解決に向けて、国やプロバイダ等に対して制度や仕組みの整備を継続して要請していく必要があります。

また、発信者を特定できる場合には、法務局等と連携・協力して、その発信者が侵害行為をやめるように促し、発信者を特定できない場合は、プロバイダ等に削除等を申し入れていくことが必要です。

今後、インターネットを利用するときも、直接、人と接するときと同じように、相手の人権を尊重することができるよう、教育や啓発を推進していきます。そのために、インターネットの利点と問題点をふまえ、発信した情報は、不特定多数の人が見るということを意識して、個人情報の公開や差別的な書き込み等をしない、また、書き込みや投稿の際に、「この書き込みを読んだ人は、どう受け止めるのか」を想像する力を身につけるような啓発が必要です。

基本方針

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用啓発の推進を図ります。また、インターネットを利用した他人への差別的表現に対し、法務局と連携してプライバシーの侵害等に適切に対応します。

推進方策

- 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進するとともに、情報モラルの向上に向けた取り組みを推進していきます。
- 学校の情報に関する教科において、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ります。
- インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育や啓発を推進し、差別事象・人権侵害が起きない環境づくりを行います。

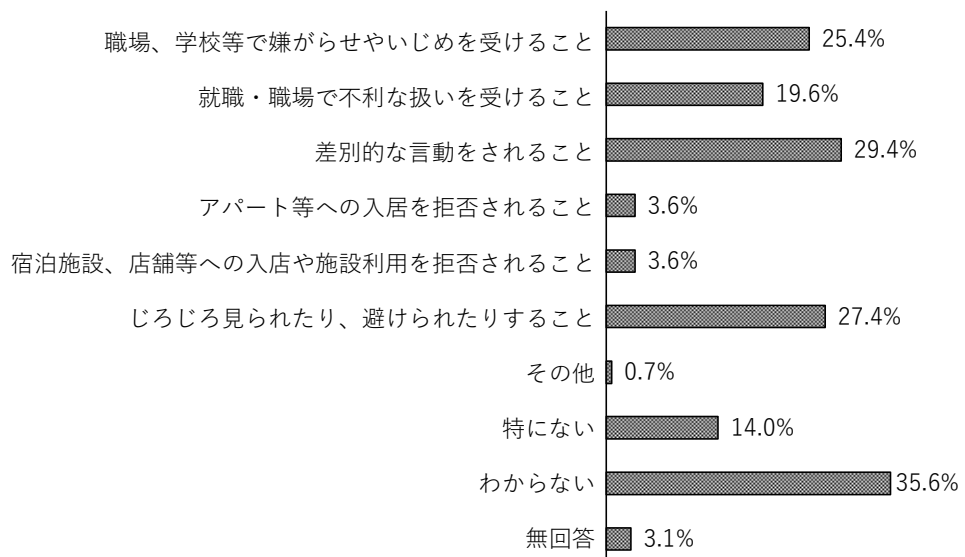
(10) その他の人権課題

アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、職場における差別、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う差別、等)

アンケート結果からみる意向

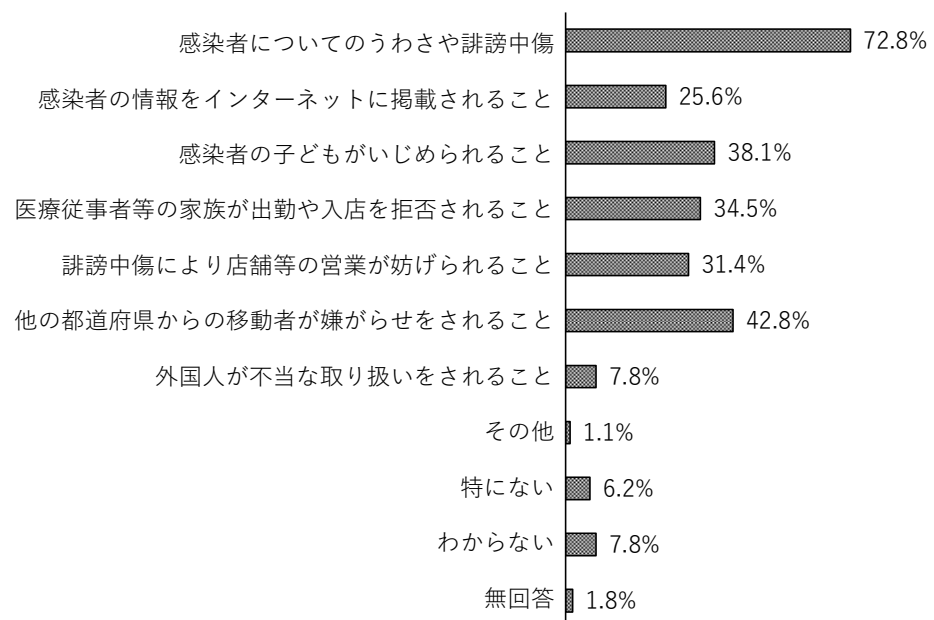
あなたは、LGBTQ(性的マイノリティ)の人などに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- LGBTQ(性的マイノリティ)の人などに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた人の割合が29.4%と高く、以下、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(27.4%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(25.4%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(19.6%)などの順となっています。なお、「わからない」と答えた人の割合が35.6%と最も高く、「特にない」と答えた人の割合は14.0%となっています。



あなたは、新型コロナウイルス感染症に関連して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

- 新型コロナウイルス感染症に関連して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「感染者についてのうわさや誹謗中傷」を挙げた人の割合が72.8%と突出して高く、以下、「他の都道府県からの移動者が嫌がらせをされること」(42.8%)、「感染者の子どもがいじめられること」(38.1%)、「医療従事者等の家族が出勤や入店を拒否されること」(34.5%)、「誹謗中傷により店舗等の営業が妨げられること」(31.4%)などの順となっています。なお、「特にない」と答えた人の割合は6.2%、「わからない」と答えた人の割合は7.8%となっています。



現状と課題

アイヌの人びと

アイヌの人びとは、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣、ユーカラなどの口承文芸など独自の文化や伝統を発展させてきました。

しかし、アイヌの人びとの民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存や伝承が図られているとはいいがたい状況にあります。

今後も引き続き、アイヌの人びとへの差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえた啓発活動と学習活動を推進することが必要です。

刑を終えた人・保護観察中の人

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行を犯し保護観察処分を受けた人などが社会の一員として立ち直ろうとしていても、地域社会において根強い偏見や差別意識があることから、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であるなど、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあります。また、それらの人の家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等に対して、地域で支えながら支援を行っていくことが必要といえます。

性的マイノリティの人びと

性的指向や性自認にかかわる LGBTQ の人など性的マイノリティの人びとは、社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなど、さまざまな問題が生じています。

平成 16 (2004) 年、性同一性障がい者の社会生活上の不利益を解消し、人権を擁護する観点から、一定の条件を満たす場合については、性別の取扱いの変更について審判を受けることができることとする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。平成 20 (2008) 年には、この法律における「子」を「未成年の子」に改め、「現に未成年の子がいないこと」と一部改正されました。

しかし、対象が限定的であるなどの課題があり、問題が解決したわけではありません。このほか、例えば、同性愛の人にとっては、法制度上さまざまな制約や、地域社会において差別的待遇を受けることがあるなど、性的マイノリティの人びとにとってのさまざまな課題が解決される必要があります。

アンケート結果をみると、LGBTQ の人などに関しどのような人権問題が起

きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた人の割合が29.4%と高く、以下、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(27.4%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(25.4%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(19.6%)などの順となっています。

今後も、性的マイノリティの人びとに対する偏見や差別意識をなくすため、学校、地域、企業・職場等さまざまな場で教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの人びとが受ける嫌がらせ等に対しては、人権相談業務を充実させるとともに、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力により適切な対応をとることが必要です。

貧困等に係る人権課題

平成25(2013)年に、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援といった、子どもの貧困対策の総合的な推進を目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。また同年には、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする「生活困窮者自立支援法」も制定されました。

今後は、貧困が世代を超えて継承される「貧困の連鎖」が起こることのないよう、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティア等が連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援等を行う取り組みが必要です。また、生活困難に直面している人びとが生活に困窮してしまわないような支援も必要です。

ホームレス

平成14(2002)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会でのあつれきが生じつつある現状に鑑み、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としています。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談業務を充実させ、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力による適切な対応が必要です。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う差別

新型コロナウイルスに感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中

傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が見受けられます。

アンケート結果をみると、新型コロナウイルス感染症に関連してどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「感染者についてのうわさや誹謗中傷」を挙げた人の割合が72.8%と突出して高く、以下、「他の都道府県からの移動者が嫌がらせをされること」(42.8%)、「感染人の子どもがいじめられること」(38.1%)、「医療従事者等の家族が出勤や入店を拒否されること」(34.5%)、「誹謗中傷により店舗等の営業が妨げられること」(31.4%)などの順となっています。

新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づいた行動が求められます。

基本方針

これらの人びとの人権が侵害されないよう、正しい知識を身に付け、理解を深めるとともに、お互いのプライバシーが尊重される教育・啓発活動の推進を図ります。

推進方策

- さまざまな人権課題の現状と課題認識に取り組みます。
- さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動を推進します。
- さまざまな人権課題に対応できるよう相談体制の充実等に取り組みます。

第4章

基本方針の推進にあたって

1 推進体制の整備

本基本方針の推進にあたっては、「人権が尊重される紀宝町をつくる条例」の目的を達成するため、庁内関係部署との連携・協力のもと、全庁的な人権施策の展開を図ります。また、本基本方針を推進していくためには、町民一人ひとりが人権問題を自分のものにしてとらえ、人権に対する意識を高めていくことが重要です。そのためには、本基本方針についての広報・啓発を積極的に行い、あらゆる機会をとらえて企業・事業者を含めた町民への周知を図ります。

2 基本方針の進行管理及び見直し

本基本方針の進行管理及び評価を行うため、福祉課が中心となって、毎年度、個々の人権施策に関する取り組み状況を把握・整理するとともに、国及び県の関連法の整備や、町民の人権意識調査の結果等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。